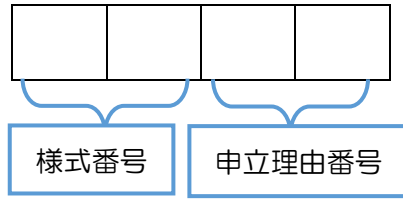


過誤申立事由コードについて



過誤申立事由コード4桁は、様式番号2桁と申立理由番号2桁で構成されています。

1. 様式番号

様式番号	サービス種類	明細書様式
10	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)・地域密着型通所介護)	第二
10	介護予防・日常生活支援総合事業	第二の三
11	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))	第二の二
21	短期入所生活介護	第三
24	介護予防短期入所生活介護	第三の二
22	介護老人保健施設における短期入所療養介護	第四
25	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	第四の二
2A	介護医療院における短期入所療養介護	第四の三
2B	介護医療院における介護予防短期入所療養介護	第四の四
23	病院・診療所における短期入所療養介護	第五
26	病院・診療所における介護予防短期入所療養介護	第五の二
30	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	第六
31	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	第六の二
32	特定施設入居者生活介護(短期利用以外)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	第六の三
33	介護予防特定施設入居者生活介護	第六の四
34	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	第六の五
35	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	第六の六
36	特定施設入居者生活介護(短期利用)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	第六の七
40	居宅介護支援介護給付費明細書	第七
41	介護予防支援介護給付費明細書	第七の二
50	介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第八
60	介護保健施設サービス	第九
61	介護医療院	第九の二
70	介護療養施設サービス	第十

2. 申立理由番号

申立理由番号	内容
02	請求誤りによる実績取り下げ
42	市の適正化による実績の取り下げ
99	都道府県の指導検査による取り下げ

申立理由番号については、原則左記のいずれかを記入してください。

本市や国保連等から別の番号を指示された場合はその番号を記入してください。